



でありますので、公務員等がその地位を利用して行なう選挙運動及びその類似行為を禁止することとし、公務員が国の選挙において当選人となつた場合において、この公務員と職務上関係のあった者がその直接または間接の指示要請を受けて選挙運動を行ない、一定の選挙犯罪を犯して刑に処せられたときは、その当選を無効にすることとしたのであります。

第七は、選挙に関する寄付等の規制を厳正にすることとしたのであります。これがために、新たに国または地方公共団体から補助金、出資金等を受けている会社その他の法人は、選挙に開し寄付をしてはならないものとし、また、後援団体が行なう寄付及び後援団体に対する寄付並びに後援団体の行事における供應接待等について規制することといたしました。

第八は、その他選挙の秩序を保持するため、郵便による立候補及び被選挙権のない者や重複の立候補等を禁止し、立候補の辞退の時期の合理化をはかり、供託金制度の改善を行ない、選挙管理事務の合理化についても從来懸案になつていました諸般の改善措置を行なうことといたしました。

最後に、政治資金規正法につきましては、ただいま申し上げました公職選挙法の改正に見合いまして、政党その他の政治団体は国または地方公共団体から補助金、出資金等を受けている会社その他の法人から選挙に関し寄付を受けることができないものとしたのであります。

第十七号 公職選挙法等の一部を改正す。(拍手)

### 公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する

詩集

○議長(瀧澤一郎君)　ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告が出ております。順次これを許します。篠田弘作君。

卷之三

11

りました公職選挙法等の一部を改正する法律案につき、池田内閣総理大臣並びに関係大臣の所信をただしたいと存じます。

今回の改正案は、さきに設置された選挙制度審議会の答申を基礎として提出されたものであり、同審議会が六ヶ月の長きにわたって、きわめて熱心かつ真剣に審議に当たられたことにつきましては、私も心から敬意と感謝の意を

を尊重すべきであることは明らかであると同時に、審議会もまた、政府に義務を負わせるに足る十分なる答申をな

さなければならぬ責任がある」とも当然であります。

る法律案の趣旨説明に対する籠田の動的失格論

右の質疑

一〇四

対論があつたにもかかわらず、総  
おいて、一氣呵成にこれを通過せ  
たと聞いております。そ  
果といたしまして、わざかな部分  
あるが、憲法上疑義を持つたま  
申がなされたこともまた事実であ  
ら、行政責任者としての政府が、

や、近代立法の精神に反するものについては、先ほど述べたこととく、政府の責任において、国会提出前に修正されるべきものであると考えるのであります。池田内閣総理大臣並びに安井自治大臣は、この審議会の答申尊重の意旨並びに限度について、いかなる解釈をする

議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、年齢、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と定めておるのであります。この憲法第四十四条の条項に違反するところなくして、高級公務員だけに限りず

をうのみにせざ、適当に修正して、提出すべきは、もとより当然であります。もちろん今回の審議会の答申は、選挙を肃正して、金のかからぬ公明選挙を行なおうとする熱意にたるものであるから、その大部分は、われわれの納得、共鳴できるところ

お持ちになつておるか、承りたいのであります。(拍手)  
第二の質問は、高級公務員の立候補の制限についてであります。  
選挙制度審議会の答申によれば、国または公社、公用もしくは公車の法律で定める職にあつた者は、離職後最初

まず第一は、連座の対象として、候補の制限をする方法ありやいなし、またそうすることが妥当なりやいなか、や、池田総理並びに安井自治大臣の答えを承りたいと思うのであります。第三の質問は、連座制の強化についてであります。

ります。一般的に言うならば、選挙において悪質違反を犯す者の数は、決して犯さない選舉民及び候補者の数よりもはるかに多いことは、統計をまでもなく明らかであります。したがって、この少數の悪質違反者のため

に行なわれる参議院全国区選出議員の選挙には立候補できないものとするとしておるのであります。しかしながら、憲法第十四条は、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ

たに候補者の父母、配偶者、子及び弟姉妹を付加したことあります。憲法第十三三条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めておるのであります。この個人尊重の精神から、わが国が長年にわたる古い家族制度は改め

り、政治的・経済的又は社会的関係において、差別されないと規定しておるのであります。高級官吏の職務を利用した選挙運動の弊害については、私直にこれを認めるもの一人であります。しかしながら、その弊害は、法の改正によつて、参議院全国区を廃止して地方区一本にしほるとか、あるい

れ、個人の自覚、責任を基調として街会生活が営まれておるのであります。しかし、答申においても、政府の提出来案においても、このすでに解消されたはずの古い家族制度を新しく持ち出して連座の対象にしようとすることには、時代錯誤もはなはだしいといわなければならぬと思ふのであります。

違反を一掃し、金のかからない公選挙を行ないたいということは、長らくわたる願いであり、その点において審議会委員諸君の考え方と全く一致するわけであります。しかしながら、立法の精神から言つならば、せめて立派な法律を作らなければなりません。そこで合理的なものであり、また、すべての点から見て、妥当性を持つておるう

公務員であろうとも、憲法に保障された国民平等の権利を侵害してまで、同時に国民を高級と下級に法律で区別することは、はたして妥当でありましょ  
か。（拍手）公務員が職務を利用して選挙運動することに弊害があるならば、当然上下の区別なくこれを禁止すべ  
てはまた、他の方法によって除去することができます。たとい、それが本筋であります。

とく、犯人減筆罪及び証憑滅罪に「いはこれとは逆に、刑法第百五条の」規定しておるのであります。同法によれば、親族の取り扱いは親族間における窃盜罪及び横領罪についても免責あるいは告訴の規定についても免責あるいは告訴の規定であります。

設けておるのであります。最高裁は、この点について、人類普遍の道徳原理に基づくものと判決をいたしておるのあります。(拍手)

その第二は、答申によれば、連座による当選人の失格は、現行法による総括主導者及び出納責任者のほか、その範囲を広めて、選挙区において相当広範囲にわたって選挙運動を主宰した者、事実上出納責任者の職務を行なつた者、またさきに述べた候補者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹が、買収等悪質な選挙犯罪により処刑をされた場合は、刑事判決の確定により、直ちに効力を生ずるものとすることとなっております。しかしながら、憲法第三十二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定しております。当選人の失格といふやうな、議員にとっても、これがを支持した少なくとも数万人の選民にとつても、これが、裁判の手続すら経ることなく軽々しく処理されてよいものであらうか。これに対し、政府が修正提案したことは当然であるが、政府として、憲法第三十二条の解釈をどう考えておるか、承りたいとのあります。

次は、政府が、親族の連座について、候補者と意思を通じて選挙運動をした親族が、悪質な選挙違反により禁固以上の刑に処せられた場合で、刑の執行猶予の条件をつけられると、これに対する連座を除き連座することに修正したことにつき、最近、世論の中には、過去の実績から見て、執行猶予の条件をつけられるから、これでは骨抜きとなつて、公

明選挙の目的は達せられないといふ非難があるのです。しかしながら、それが悪質であるか、または嚴重であることは、答申によれば、連座による当選人の失格は、現行法による総括主導者及び出納責任者のほか、その範囲を広めて、選挙区において相当広範囲にわたって選挙運動を主宰した者、事実上出納責任者の職務を行なつた者、またさきに述べた候補者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹が、買収等悪質な選挙犯罪により処刑をされた場合は、刑事判決の確定により、直ちに効力を生ずるものとすることとなつております。しかしながら、憲法第三十二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定しております。当選人の失格といふやうな、議員にとっても、これがを支持した少なくとも数万人の選民にとつても、これが、裁判の手続すら経ることなく軽々しく処理されてよいものであらうか。これに対し、政府が修正提案したことは当然であるが、政府として、憲法第三十二条の解釈をどう考えておるか、承りたいとのあります。

次は、政府が、親族の連座について、候補者と意思を通じて選挙運動をした親族が、悪質な選挙違反により禁固以上の刑に処せられた場合で、刑の執行猶予の条件をつけられると、これに対する連座を除き連座することに修正したことにつき、最近、世論の中には、過去の実績から見て、執行猶予の条件をつけられるから、これでは骨抜きとなつて、公

明選挙の目的は達せられないといふ非難があるのです。しかしながら、それが悪質であるか、または嚴重であることは、答申によれば、連座による当選人の失格は、現行法による総括主導者及び出納責任者のほか、その範囲を広めて、選挙区において相当広範囲にわたって選挙運動を主宰した者、事実上出納責任者の職務を行なつた者、またさきに述べた候補者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹が、買収等悪質な選挙犯罪により処刑をされた場合は、刑事判決の確定により、直ちに効力を生ずるものとすることとなつております。しかしながら、憲法第三十二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定しております。当選人の失格といふやうな、議員にとっても、これがを支持した少なくとも数万人の選民にとつても、これが、裁判の手続すら経ることなく軽々しく処理されてよいものであらうか。これに対し、政府が修正提案したことは当然であるが、政府として、憲法第三十二条の解釈をどう考えておるか、承りたいとのあります。

次は、政府が、親族の連座について、候補者と意思を通じて選挙運動をした親族が、悪質な選挙違反により禁固以上の刑に処せられた場合で、刑の執行猶予の条件をつけられると、これに対する連座を除き連座することに修正したことにつき、最近、世論の中には、過去の実績から見て、執行猶予の条件をつけられるから、これでは骨抜きとなつて、公

明選挙の目的は達せられないといふ非難があるのです。しかしながら、それが悪質であるか、または嚴重であることは、答申によれば、連座による当選人の失格は、現行法による総括主導者及び出納責任者のほか、その範囲を広めて、選挙区において相当広範囲にわたって選挙運動を主宰した者、事実上出納責任者の職務を行なつた者、またさきに述べた候補者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹が、買収等悪質な選挙犯罪により処刑をされた場合は、刑事判決の確定により、直ちに効力を生ずるものとすることとなつております。しかしながら、憲法第三十二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定しております。当選人の失格といふやうな、議員にとっても、これがを支持した少なくとも数万人の選民にとつても、これが、裁判の手続すら経ることなく軽々しく処理されてよいものであらうか。これに対し、政府が修正提案したことは当然であるが、政府として、憲法第三十二条の解釈をどう考えておるか、承りたいとのあります。

次は、政府が、親族の連座について、候補者と意思を通じて選挙運動をした親族が、悪質な選挙違反により禁固以上の刑に処せられた場合で、刑の執行猶予の条件をつけられると、これに対する連座を除き連座することに修正したことにつき、最近、世論の中には、過去の実績から見て、執行猶予の条件をつけられるから、これでは骨抜きとなつて、公

明選挙の目的は達せられないといふ非難があるのです。しかしながら、それが悪質であるか、または嚴重であることは、答申によれば、連座による当選人の失格は、現行法による総括主導者及び出納責任者のほか、その範囲を広めて、選挙区において相当広範囲にわたって選挙運動を主宰した者、事実上出納責任者の職務を行なつた者、またさきに述べた候補者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹が、買収等悪質な選挙犯罪により処刑をされた場合は、刑事判決の確定により、直ちに効力を生ずるものとすることとなつております。しかしながら、憲法第三十二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定しております。当選人の失格といふやうな、議員にとっても、これがを支持した少なくとも数万人の選民にとつても、これが、裁判の手続すら経ることなく軽々しく処理されてよいものであらうか。これに対し、政府が修正提案したことは当然であるが、政府として、憲法第三十二条の解釈をどう考えておるか、承りたいとのあります。

次は、政府が、親族の連座について、候補者と意思を通じて選挙運動をした親族が、悪質な選挙違反により禁固以上の刑に処せられた場合で、刑の執行猶予の条件をつけられると、これに対する連座を除き連座することに修正したことにつき、最近、世論の中には、過去の実績から見て、執行猶予の条件をつけられるから、これでは骨抜きとなつて、公

するものであるかどうかを論ずること

は、何よりも重要なことであります。

○國務大臣(安井謙君) 篠田さんの御

質問に對しまして、ただいま總理の御

答弁で、おおむね趣旨は尽きておる

と

存じます。

が、私ども答申の精神は十二

年

が日本国民に保障する基本的人権は、

人権の多年にわたる自由獲得の努力の

成果であつて、これらの権利は、過去

幾多の試練に堪へ、現在及び將來の国

民に対し、侵すことのできない永久の

権利として信託されたものである。と

述べておるのであります。この憲法第

九十七条の精神こそ、全国民が心から

かみしめ、生かしていかなければなら

ないところであると信ずるものであり

ます。この点に関し、池田内閣總理大

臣の所信を承りたいと思うのでありま

す。

した地位を利用して違法な選挙をするよ

ういふ行為を取り締まることが必要であ

るとの逆に考えておるのであります。

○(拍手) 事は篠田さんのおっしゃるよう

に、高級であるとかあるいは高級でな

いとか、國とか地方の区別をすべきも

のではないと思ひます。その行為を取

り締まることを考えればいいのである

と私は思ひます。(拍手)

また、連座規定の問題につきまして

趣旨説明によりまして、ほほ了解をい

りました。また時間の関係上、これ

を省略いたしまして、私の質問を終わ

りたいと思います。(拍手)

最後に、私は政治資金規正の問題につきまして、政府の所信をただす考

えであります。私は、今回の選挙法の改正につきまして、趣旨説明によりまして、ほほ了解をいたしました。また時間の関係上、これ

を省略いたしまして、私の質問を終わ

りたいと思います。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君登壇)

申を尊重するかいなかの問題でござい

ます。私は、今回の選挙法の改正につ

きまして、答申の趣旨を尊重いたし

まして、必要な措置を講ずる、すなわ

ち立法措置を要するものは、わが國現

行法体系に妥当するよう立法技術上の

諸種の点を検討いたしまして、皆さん

おります。

私は、審議会の答申の趣旨を尊重いた

しました。しかし、御審議願うよろしく

おられます。結論から申しますと、

私は、審議会では、やはり親族が果たし

ておる役割を相当重要視いたしまし

て、本人と分身的であるとか、同一行

動をとつたような者が單に隠れみのに

過ぎにならないように、十分なしほ

りをかけまして、私ども法案を作成い

たしたわけでございます。(拍手)

する職にある者、國、公團、あるいは公

社の法律で定める職にある者、こうい

う答申でございまするが、選挙における一定の公務員の立候補を制限す

る、禁止する、これは法律で定めると申しますも、なかなか困難な問題であります。(拍手)

かといふことは、裁判所にまかされた

場合において、當選人までも連座さ

れるのであります。独立した裁判官が

するのを規定するのであります。

かといふことは、裁判所にまかされた

場合において、當選人までも連座さ

れるのであります。独立した裁判官が

○議長(清瀬一郎君) 畑和君。

〔烟和君登壇〕

○畠和君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本日趣旨説明のありますた公職選挙法等の一部を改正する法律案につきまして、以下數点にわたつて池田總理並びに安井自治大臣に対し質問をいたさんとするものでございます。(拍手)

そもそも各種選舉が公正に行なわれ、民意を正しくそのまま反映させることは、民主主義の根幹であることは今さら言うまでもないところどころでござりまするが、殘念ながら日本における従来の選舉は、腐敗選舉の連續でありますして、その傾向は回を重ねることにさすます激しさを加えつあるのであります。特に一昨年十一月の総選舉での違反件数は、全部が一万七千余件、そのうち買収、供應、利害誘導等の悪質犯は、実に全体の八割、すなわち一万三千三百五十件に達したのであります。選挙の公正、清潔な政治を望む声がほうほいとしてわき上がつてきましたことは、むしろ当然のことでありますて、池田内閣といたしましても、しぶしぶながら公選法改正を政府の重要課題の一つとして取り上げざるを得ない立場となり、このため、昨年選挙制度審議会が設置せられたのでございます。しかも、今次選挙制度審議会は、その設置法第三条に、「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならぬ。」と明記することによりまして、従来の総理府令によって設置せられておった選挙制度調査会と比べて、はるかにその権限と責任が大きくなりました。ここにこそ今次審議会の設置の画

とになったのであります。それなればこそ、日本の良識を集めた審議会の委員各位も、選挙の公明化、清淨な政治実現への悲願に燃えて、熱心に討議を続けられまして、昨年十二月二十六日、定数是正、選挙区制を除く自余の点につき、政府に対し第一次答申をされたのであります。われわれは、これら審議会各位の熱意と努力に対し、あらためてここに深甚なる敬意を表する次第であります。(拍手)

しかるにかがわらず、政府は、これら審議会の熱意を踏みにじり、第一次答申以来何と二カ月を経た今日、しかも、答申のうち最も重要な幾つかの柱を骨抜きにいたしまして、本院に提出して参つたのであります。(拍手)このことは、ネコを描いて、しいてトラなりとするたぐいであります。かかる政府の態度は、われわれの断じて許すことのできないところでござります。

(拍手)

私は、ます、政府の答申無視の最も重要な二点につきまして、答申と本政府案とを比較しつつ、答申無視の実体を明らかにし、具体的に担当大臣たる安井自治大臣に御所見を伺い、さらに総括的に池田総理大臣の御所見を伺いたいと存ずるのであります。

ないということにいたしましたため、  
刑事判決確定までに相当な日時を要する  
選挙違反裁判の実情のもとにおきます  
しては、刑確定後の検事の訴訟提起に  
よっては、当選無効にしようにも、す  
でに任期が切れておるというような結  
果となることが多いのでありますと、  
実質的に連座の効果を失わしめること  
となるのでござります。このように自  
動的当然失格の線がくずれ去つたの  
は、連座関係者の刑事判決確定によつ  
て、本来刑事責任のない候補者が自動  
的に当然失格するといふように、裁判  
によらないで刑罰にひとしい処置を受  
けることは、憲法第三十一条に触れ  
る、憲法違反の疑いがあるということ  
が理由とされておることであります  
が、これは決して憲法に違反するも  
のではないと私は考えるものであります  
。なぜならば、連坐失格は憲法第三  
十一条にいわゆる刑罰ではないからで  
ございます。さらにこのことは、審議  
会のメンバーの中に宮沢、田上兩氏の  
こととき權威ある憲法学者も含まれてお  
りまして、それらの人々も憲法違反と  
はならないとして答申に参加しておる  
ことからも明らかであろうと存じま  
す。(拍手)なぜ答申を大幅に変えたか  
といふことにつきまして、一つ自治大

母、配偶者、子、兄弟姉妹が、当該選舉ににつき悪質違反を犯すだけで足り、答申には、そのほか何らの条件もしまはないのでありますけれども、本政府案では、大きな後退を示しておりますとして、候補者と同居し、かつ、意思を通じて、悪質違反により、禁固以上の刑に処せられ、しかも、最後に執行猶予でなく実刑となつた場合にのみ、候補者が連座するということにいたしまして、五つのしほりをかけましたために、せつかくの親族の連座規定も、実際にには何の役にも立たない空文と化してしまつたのであります。前回の衆議院選舉違反者百七人中、百四人が執行猶予となり、また、前回の參議院選舉の違反者九十八人中、九十七人までが執行猶予となつておる最近の判決の傾向をもつていたしますならば、他の条件を考慮に入れないと、この規定で連座する者はほとんどないといふような結果になると思うのであります。(拍手)これではたして、政府案は答申を尊重したと言ひ得るかどうか、これでも骨抜きでないと言われるかどうか、自治大臣の意見を承りたいと思うのであります。(拍手)

る現状でござります。この弊害を除かんとして、答申では、職務関係のつながりの特に深い一部高級公務員の退職後三年間の立候補を禁止しておるのでありますけれども、政府は、立候補制限は憲法違反の疑いありとの理由のもとに、立候補そのものには何ら制限を加えることをせず、ただ、職務利用の事前運動が違反に問われて有罪となつた場合、当選失格するということに変更し、しかも、対象を、公平の名のもとに一般公務員にまで拡大することによって、答申の趣旨を全然そりかえてしまつたのでござります。一定の地位の人が、さらに次の他の一定の地位につくとともに法律で制限しておる例はほかにも幾らでもあります。決して憲法第二十二条、職業選挙の自由保障違反とはならないと私は確信いたしておりますのであります。前にも申し述べました通り、審議会の憲法学者も憲法違反ではないと答申しているにもかかわらず、政府が、一部少數説をとつて、しないて憲法違反なりとの理由のもとに、答申の趣旨をかりかえたことは、國家権力を利用することによって保守勢力を温存せんとするものであります、きわめて遺憾にたえないと思ふのであります。(拍手)この点、自治

第十七号 公職選挙法等の一部を改正する法律

法律案の趣旨説明に対する畠和君の答申

**質疑**  
臣の見解を承りたいと存ずるのであります。

一一六





トランプ類税法の一部を改正する法律

トランプ類税法(昭和三十二年法)

法律第百七十三号)の一部を次のように改定する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条～第八条)

第二章 課税標準及び税率(第八

条の二～第十条)

第三章 削除

第四章 免税及び税額控除等(第

十五条～第十八条)

第五章 申告及び納付等(第十八

条の二～第十九条)

第六章 雜則(第十九条～第三十

六条の二)

第七章 罰則(第三十七条～第四

十二条)

附則

第三条中「の組数に応じ」を「につき」に改める。

第五条に次の二項を加える。

4 トランプ類の製造者がその製造

を廃止した場合において、トラン

プ類がその製造場であつた場所に

現存するときは、当該製造者がそ

の製造を廃止した日に当該トラン

プ類を当該製造場から移出したも

のとみなし。ただし、当該製造者

が政令で定めるところにより、そ

の製造場であつた場所の所在地の

所轄税務署長の承認を受けたとき

は、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場

合には、その承認に係るトラン

類については、その承認をした税

務署長の指定する期間、その製造

場であつた場所をなおトランプ類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日には、当該トランプ類が現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該トランプ類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第三項中「この法律」の下に「(第八条第一項、第十八条の二、第十八条の四、第三十二条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)」を加え、同条第四項を削る。

第七章中第九条の前に次の二条を加える。

2 第二章中第九条の前に次の二条を加える。

(課税標準)

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことをつき、政令で定める手続により、当該申告書の提出すれば足りるものと

につき、政令で定める手続によ

り、当該申告書の提出先の税務署

長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期

限までに提出すれば足りるものと

する。

4 第一項の規定に該当するトラン

プ類を同項各号に掲げる場所に移

出する場合は、その移入した日から

十日以内に、当該トランプ類の移

入の目的(当該トランプ類が同項

三十二条に掲げるトランプ類である

ときは、当該移入の理由、区分

及び区分ごとの組数その他政令で

定める事項を記載した書類を、当

該場所の所在地の所轄税務署長

(当該場所が保税地域に該当する

場合には、所轄税関長)に提出し

なければならない。

5 第一項第三号の承認の申請があ

つた場合において、同号に規定す

る事項の規定期限内に提出する

ときは、当該トランプ類の製造者

が、当該移出先につき、当該申

出をした日の属する月分の第十八

条の二第一項の規定による申告書

(同項に規定する期限内に提出す

るものに限る。)に当該トランプ類に該当すること及び当該

の移出に関する明細書並びに当該

トランプ類が前項各号に掲げるト

ランプ類に該当すること及び当該

所に移入されたことを証する書類

として政令で定める書類を添附し

ない場合には、適用しない。

6 第一項の規定に該当するトラン

プ類(同項の規定の適用を受けな

いこととなつたものを除く。)につ

いては、同項各号に掲げる場所が

保税地域に該当する場合を除くほ

か、当該トランプ類を当該場所に

移入した者がトランプ類の製造者

の承認を受けたときは、当該引取

りに係るトランプ類税を免除す

場である場合を(未納税移出)

トランプ類の製造者が、次の各号に掲げるトランプ類をそ

の製造場から当該各号に掲げる場

所へ移出する場合には、当該移出に係るトランプ類税を免除する。

1 トランプ類の製造者がトラン

プ類の材料とするためのトラン

プ類 当該トランプ類を材料と

するトランプ類の製造場

二 輸出業者(他から購入した物

品の販売を主たる業とする者で

常時物品の輸出を行なうものを

いう。)が輸出するためのトラン

プ類 当該トランプ類の蔵置場

三 前二号に掲げるトランプ類以

外のトランプ類で、その製造場

内における蔵置場が狭くなつた

ことその他のやむを得ない事情

があるため他の場所へ移出するこ

とにつけ、政令で定める手続によ

ることにより、当該製造場の所在地

の所轄税務署長の承認を受けたこ

とにつけ、政令で定める手続によ

ることにより、当該製造場の所在地

の所轄税務署長は、その承認を与えない

ことができる。

7 第一項の規定に該当するトラン

プ類を同項各号に掲げる場所に移

出した者は、その移入した日から

十日以内に、当該トランプ類の移

入の目的(当該トランプ類が同項

三十二条に掲げるトランプ類である

ときは、当該移入の理由、区分

及び区分ごとの組数その他政令で

定める事項を記載した書類を、当

該場所の所在地の所轄税務署長

(当該場所が保税地域に該当する

場合には、所轄税關長)に提出し

なければならない。

8 税務署長又は税關長は、取締り

上必要があると認めるときは、政

書は、第二項に規定する政令で定

められた書類に代えて用いることがで

きる。

5 第一項第三号の承認の申請があ

つた場合において、同号に規定す

る事項の規定期限内に提出するこ

とにつけ、政令で定める手続によ

ることにより、当該トランプ類の製造

者、当該移出先につき、当該申

出をした日の属する月分の第十八

条の二第一項の規定による申告書

(同項に規定する期限内に提出す

るものに限る。)に当該トランプ類に

該当すること及び当該

の移出に関する明細書並びに当該

トランプ類が前項各号に掲げるト

ランプ類に該当すること及び当該

所に移入されたことを証する書類

として政令で定める書類を添附し

ない場合には、適用しない。

6 第一項の規定に該当するトラン

プ類(同項の規定の適用を受けな

いこととなつたものを除く。)につ

いては、同項各号に掲げる場所が

保税地域に該当する場合を除くほ

か、当該トランプ類を当該場所に

移入した者がトランプ類の製造者

の承認を受けたときは、当該引取

りに係るトランプ類税を免除す

る。

(未納税引取)

第十五条の二 次の各号に規定する

トランプ類に該当すること及び当該

の移出に関する明細書並びに当該

トランプ類が該当することと並びに

該当する書類を添附し

ない場合には、適用しない。

7 第一項の規定に該当するトラン

プ類を同項各号に掲げる場所に移

出した者は、その移入した日から

十日以内に、当該トランプ類の移

入の目的(当該トランプ類が同項

三十二条に掲げるトランプ類である

ときは、当該移入の理由、区分

及び区分ごとの組数その他政令で

定める事項を記載した書類を、当

該場所の所在地の所轄税務署長

(当該場所が保税地域に該当する

場合には、所轄税關長)に提出し

なければならない。

8 税務署長又は税關長は、取締り

上必要があると認めるときは、政

書は、第二項に規定する政令で定

められた書類に代えて用いることがで

きる。

9 第一項第三号の承認の申請があ

つた場合において、同号に規定す

る事項の規定期限内に提出するこ

とにつけ、政令で定める手続によ

ることにより、当該トランプ類の製造

者、当該移出先につき、当該申

出をした日の属する月分の第十八

条の二第一項の規定による申告書

(同項に規定する期限内に提出す

るものに限る。)に当該トランプ類に

該当すること及び当該

の移出に関する明細書並びに当該

トランプ類が前項各号に掲げるト

ランプ類に該当することと並びに

該当する書類を添附し

ない場合には、適用しない。

10 第一項の規定に該当するトラン

プ類(同項の規定の適用を受けな

いこととなつたものを除く。)につ

いては、同項各号に掲げる場所が

保税地域に該当する場合を除くほ

か、当該トランプ類を当該場所に

移入した者がトランプ類の製造者

の承認を受けたときは、当該引取

りに係るトランプ類税を免除す

る。

(未納税引取)

第十五条の二 次の各号に規定する

トランプ類に該当すること及び当該

の移出に関する明細書並びに当該

トランプ類が前項各号に掲げるト

ランプ類に該当することと並びに

該当する書類を添附し

ない場合には、適用しない。

11 第一項の規定に該当するトラン

プ類(同項の規定の適用を受けな

いこととなつたものを除く。)につ

いては、同項各号に掲げる場所が

保税地域に該当する場合を除くほ

か、当該トランプ類を当該場所に

移入した者がトランプ類の製造者

の承認を受けたときは、当該引取

りに係るトランプ類税を免除す

る。

(未納税引取)

第十五条の二 次の各号に規定する

トランプ類に該当すること及び当該

の移出に関する明細書並びに当該

トランプ類が前項各号に掲げるト

ランプ類に該当することと並びに

該当する書類を添附し

ない場合には、適用しない。

12 第一項の規定に該当するトラン

プ類(同項の規定の適用を受けな

いこととなつたものを除く。)につ

いては、同項各号に掲げる場所が

保税地域に該当する場合を除くほ

か、当該トランプ類を当該場所に

移入した者がトランプ類の製造者

の承認を受けたときは、当該引取

りに係るトランプ類税を免除す

る。



われている場合には、その控除前の金額とする。に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの項の規定により控除を受けようとする月の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 トランプ類の製造者が、その製造場から移出したトランプ類(当該移出後使用されたものを除く)を、その製造を廃止した後(第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定める手続により当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該トランプ類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に連して当該移出により納付された又は納付されるべきトランプ類税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前四項の規定による控除又は還付を受けようとするトランプ類の製造者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該トランプ類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)によりトランプ類の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が当該相続において、その相続人が、当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)が当該製造場から移出したトランプ類を、当該製造場にもどし入れたときは、その者を当該移出をした者とみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、合併によりトランプ類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同一項中「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第 号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限二 次条第二項の規定による申告書 第四章の次に第一章を加える。

第五章 申告及び納付等 (移出に係るトランプ類についての課税標準及び税額の申告)

九 第十八条の二 トランプ類の製造者は、その製造場ごとに、毎月(当月末日までに、その製造場からの移出がない月を除く。)政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第一項の規定によるトランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようと/orする金額その他の事項を記載した申告書を当該税務署長に提出することが可能である。

(引取りに係るトランプ類についての課税標準の申告)

第二項の規定による納期限が、当該税務署長が当該引取りの際徵収する。

第三項に規定するトランプ類の製造者が、当該税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徵収する。

第四項の規定による納期限内に提出した場合において、第十八条の二第一項の規定による申告書を第十八条の二第二項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税の納期限を延長することができる。

第五項の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を当該税務署長に提出し、かつ、当該トランプ類に係るトランプ類税額の全部又は一部に相当する担保を当該税務署長に提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当するトランプ類税を保証する。

第六項の規定による申告書を提出したトランプ類の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額(以下「納付すべき税額」という。)の合計額から第五号に掲げる



法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

10 ついては、昭和三十七年五月三十  
一日限り、これを徴収する。

まず第一に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における資産価額の推移等の実情を考慮して、遺産にかかる基礎控除額を引き上げる等の改正を行なうものであります。すなわち、この控除額は、従来百五十万円に相続人

次に、印紙納付にかえて認められて  
いる一定表示による現金納付の方法に  
ついては、増資による新株発行の場合  
には、現行法では、払込期日の前に印合  
紙税を納付することとなつております  
が、この際、株券数の確定時である払  
込期日に印紙税を納付する方法を採用

類第一項の承認を受けてトランプ類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られたトランプ類で、この法律の施行日においてその移出先若しくは引取先に現存し、又は同日以後にその移出先若しくは引取先に移入されるもの（旧法第十五第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書が提出されなかつたものを除く。）については、これを改正後のトランプ類税法（以下「新法」という。）第十五条第六項又は第十五条の二第五項に規定するトランプ類とみなす。

又は当該移出があつた場合における  
トランプ類税に相当する金額の  
控除又は還付については、なお從  
前の例による。

11 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一人当たり五十万円を加算した金額に改めることとするものであります。  
なおこの改正によれば、相続人五人の標準世帯におきましては、その遺産額が四百五十万円程度までは課税されないこととなります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律について申し上げます。

本案のおもな内容は次の通りであります。

まず第一に、零細な記載金額の手形に対する納税の負担と手数を省略し、取引の円滑化をはかるため、約束手形及び為替手形については、現行の免税

する法律案について申し上げます。  
本案のおもな内容は、税率の改正であります。  
すなわち、トランプ、花札等については、一組につき現行六十円を四十円に、牛骨製のマージャンについては、一組につき現行四千円を五百円に、牛骨製のマージャンについて、一組につき現行四千円を三千円に、それぞれ引き下げるところに、反面、象牙製のマージャンについては、一組につき現行六千円を八千円に引き上げようとするものであります。

6  
類で、この法律の施行後に新法第十八条第二項の適用を受けたものを、その製造場にもどし入れた場合には、同条第一項の規定は適用しない。  
新法第十八条の規定は、この法律の施行日以後に、当該製造場にもどし入れられた場合又は他の製造場から移出され、若しくは保税地帯から引き取られたランプ類でトランプ類の製造場に移入されたものをさらに移出した場合について

が十組以上であるときは、当該トランプ類について、その者が当該販売業者であるときはこれをトランプ類の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出したものとみなして、一組につき二千円のトランプ類税を課する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を  
求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君 ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

次に、相互銀行及び無尽会社が発行する掛金通帳を新たに印紙税法上に掲名することとし、あわせて、税率を現行の二十円から十円に引き下げるものであります。

下げ、さらに一覽払いの手形、外国通貨表示の手形等についても、現行二十円の税率を十円に引き下げるのこととし、なお自由円表示の手形についても、新たに外国通貨表示の手形と同様に、十円の税率とするものであります。

としております。  
以上、三法律案については、審議の結果、去る二月二十七日質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決となりました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

法律の施行の日に当該トランプ類をトランプ類の製造場から移出したものとみなして、一組につき二千円のトランプ類税を課する。

前項の場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する置場所にあるトランプ類に係る同項の規定によるトランプ類税額に

〔報告書は本号末尾に掲載〕

も、新たに外國通貨表示の手形と同様に、十円の税率とするものであります。

次に、相互銀行及び無尽会社が発行する掛金通帳を新たに印紙税法上に掲名することとし、あわせて、税率を現行の二十四円から十円に引き下げるものであります。

る、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十七年三月一日 衆議院会議録第十七号





秋田船川

鶴ノ崎から 106 度  
4,500 メートルの  
地点まで引いた  
線、同地点から 65  
度 5,700 メートル  
の地点まで引いた  
線、同地点から  
135 度 6,300 メート  
ルの地点まで引いた  
線、同地点から  
162 度 9,800 メート  
ルの地点まで引いた  
線、同地点から  
90 度に引いた線及  
び陸岸により囲ま  
れた海面並びに放  
水路水門下流の雄  
物川水面

別表宮城県の部中  
秋田港の項を  
次のように改め、船  
川港の項を削る。

[N38°21'54"E141°04'09"]

[N38°20'54"E141°04'09"]

別表青森県の部大  
湊港の項中  
[芦崎]を  
[大崎]に  
改める。

[芦崎三角点(1.2メートル)(N41°15'1  
128"E141°09'42")]

[最下流橋]  
[田名川橋]

同部大湊港の項中

[大湊港南防波堤燈柱(N41°24'32"E141°1  
10'18")]

[大湊港東防波堤燈台(N41°24'40"E141°1  
10'22")]

に

千

葉

登戸三角点(22  
度 11,460 メートル  
の地点まで引いた  
線、同地点から 197  
度 20 分 9,610 メー  
トルの地点まで引  
いた線、同地点か  
ら 130 度に引いた  
線及び陸岸により  
囲まれた海面並び  
に都川新大橋及び  
養老川吹上橋各下  
流の河川水面

別表千葉県の部千  
葉港の項を次のよ  
うに改める。

[久慈港北防波堤燈柱]  
[久慈川口防波堤燈柱]

別表茨城県の部久  
慈港の項中  
[久慈港北防波堤燈柱]を  
[久慈川口防波堤燈柱]に  
改め、同部那珂湊港の項中

[最下流橋下流の那  
珂川水面及び東經  
140 度 31' 5 分の  
線以東の酒沼川水  
面]

[那珂川湊大橋及び  
酒沼川酒沼橋各下流  
の河川水面]

昭和三十七年三月一日 衆議院会議録第十七号

日本観光協会法の一部を改正する法律案外一案

別表静岡県の部沼津港の項中  
トールを一に改め、同項の次に次の二項を加える。別表福井県の部敦賀港の項中  
トールを一に改め、同項の次に次の二項を加える。

[62メートル] [ナスビ鼻] [新潟港防波堤燈台]	[51メートル] [松ヶ崎] [新潟港西防波堤燈台]
[小崎] [明神崎] [及び新川山ノ下橋]	[通船川山ノ下橋] [及び栗の木川万国橋]

を、  
に、  
を及ぼしに改める。

別表新潟県の部新潟港の項中  
防波堤燈台を、  
に、  
を及ぼしに改める。

## 京 浜

江戸川口右岸突堤 (N35°38'18" E139°52'32") から 205 度 5,500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 198 度 30 分 9,720 メートルの地点まで引いた線、同地点から 233 度 9,330 メートルの地点まで引いた線、同地点から 200 度 20 分 10,300 メートルの地点まで引いた線、同地点と鴻ノ巣鼻南東端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、荒川放水路葛西橋、洲崎川九重橋、平久川鷺橋、汐浜川浜園橋、大島川練兵橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川東海道本線鉄道橋、目黒川明和橋、多摩川大師橋、鶴見川鉄道橋、滝川万代橋、新田間川金港橋、帷子川築地橋、大岡川弁天橋、堀川山下橋、千代崎川小港橋及び堀割川八幡橋各下流の河川水面、海幸橋以東の築地堀水面、南明橋以東の越前堀水面、汐見川、汐留川、海老取川、鶴見川第一派川、鶴見川第二派川、入江川第一派川、入江川第二派川及び入江川小派台川の各河川水面並びにこれらの海面及び水面に接続する各運河水面

別表東京都神奈川県の部京浜港の項を次のように改める。

## 大 濱

大阪北突堤燈台 (N34°38'18" E135°23'58") から 9 度 15 分 6,330 メートルの地点から 214 度 11,970 メートルの地点まで引いた線、同地点から 141 度 30 分 7,880 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、左門殿川辰巳橋及び神崎川派川中島大橋各下流の大阪市の区域内の河川水面、東経 135 度 27 分 48 秒の線から下流の大和川水面、神崎川城島橋、新淀川伝法大橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新船津橋、同川端蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川昭和橋、住吉川住之江大橋、古川古川橋及び堅川堅川橋各下流の河川水面並びに安治川口駅構内入堀、北港運河、桜島入堀、境川運河、三十間堀川、天保山運河、千歳堀、福町堀、三軒家川、木津川運河及び敷津運河の各水面

別表大阪府の部中埠港の項を削り、大阪港の項を次のように改める。

[N34°47'56" E136°55'22"]  
[N34°48'04" E136°55'17"]

別表愛知県の部衣浦港の項中  
をに改める。

## 田子の浦

沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径 1,600 メートルの円内の海面、同地点から 260 度に引いた線下流の潤井川水面並びに沼川石水門及び江川江川水門各下流の河川水面

## 福 山

防路ノ鼻から179度に引いた線、鳩ヶ巣から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表岡山県の部岡山港の項を次のように改める。

〔松尾鼻から1度に引いた線〕  
〔中0度を削る。〕

別表鳥取県の部米子港の項中310度を315度に改める。

〔淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川を神崎川派川及び左門辰巳橋下流の尼崎市に区域内の河川水面に改め。〕

別表兵庫県の部尼崎港の項中淀川分派川左門殿川を改め、同部家港の項中

〔郡家港西防波堤燈柱(N34°28'07"E  
134°50'39")〕  
〔郡家港西防波堤燈台(N34°28'20"E  
134°50'44")〕

に改める。

## 安 藤 津

別表広島県の部竹原港の項の次に次の二項を加える。

別表広島県の部広島港の項中風早三角点(297メートル)から太谷三角点(138メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

〔天安川〕

〔元安川、己斐川、府中大川、瀬野川〕

別表広島県の部広島港の項中天安川を改める。

〔320度に引いた線〕

〔320度に引いた線、彦島大人岬から335度に引いた線に改める。〕

別表山口県福岡県の部関門港の項中引いた線を改める。

昭和三十七年三月一日 衆議院会議録第十七号 日本觀光協会法の一部を改正する法律案外一案

別表長崎県の部崎戸港の項中島を北に改める。

〔崎戸島西端〕

〔崎戸島北西端〕

西条港の項中

(4.4メートル)(N $33^{\circ}55'24''$  E $11^{\circ}33'10'15''$ )

を  
に改める。

(2.7メートル)(N $33^{\circ}55'32''$  E $11^{\circ}33'10'41''$ )

別表愛媛県の部今治港の項中海面を

海面並びに来島山尾ノ鼻からそれぞれ117度及び254度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

に改め、同部壬生川港の項中

(4.7メートル)(N $33^{\circ}57'08''$  E $11^{\circ}33'05'12''$ )

を  
(4.3メートル)(N $33^{\circ}57'07''$  E $11^{\circ}33'05'09''$ )

に改め、同部

別表熊本県の部佐敷港の項中海面を

1番所ノ鼻(N $32^{\circ}17'56''$  E $130^{\circ}28'24''$ )  
鶴木山西端(N $32^{\circ}18'32''$  E $130^{\circ}28'18''$ )  
最下流橋を岩に改め、同部本渡港の項中小松原橋に

〔舟橋川原橋〕  
〔小松原橋〕

〔舟橋川舟橋〕  
〔小松原橋〕

別表大分県の部中大分港の項を次のように改め、鶴崎港の項を削る。

大分港北突堤燈台  
(N $32^{\circ}14'53''$  E $131^{\circ}35'23''$ )から270度30分1,700メートルの地点から24度1,250メートルの地点まで引いた線、同地点から74度に引いた線、千歳三角点(39.7メートル)(N $32^{\circ}14'11''$  E $131^{\circ}40'17''$ )から70度15分5,050メートルの地点から3度30分2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から306度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、小中島川家島橋、乙津川海原橋、裏川鶴羽橋及び大分川舞鶴橋各下流の河川水面

#### 附則

- 1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。
- 2 港則法(昭和二十三年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。  
別表中「船川」を「秋田船川」に改める。
- 3 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。  
別表新潟水先区の項中「新潟港防波堤燈台」を「新潟港西防波堤燈台」に、「及び信濃川万代橋、通船川山ノ下橋及び栗の木川万国橋下流」に改める。
- 4 関税法(昭和十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中「船川」を「秋田船川」に改める。



期間を含むものとし、すえおき期間は、賃付けの日から起算して11年以内とする。

区分	分	賃付金の償還期
主要構造部を耐火構造とした地すべり閑連住宅 （以下この表において「耐火構造の地すべり閑連住宅」という。）の移転又は建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内	
耐火構造の地すべり閑連住宅以外の地すべり閑連建築基準第一条第九号の（以下この表において「簡易耐火構造の地すべり閑連住宅」という。）の移転又は建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内	
耐火構造の地すべり閑連住宅及び簡易耐火構造の地すべり閑連住宅以外の地すべり閑連住宅の移転又は建設及びこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内	

第十七条第七項の規定による  
貸付金の利率は、年六分五厘と  
し、その償還期間は、十五年以  
内とする。

第二十一条の二中「第八項」を  
「第九項」に改める。

第二十一条の三第三項第四号  
中、「第六項若しくは第八項」を  
「から第七項まで若しくは第九  
項」に、「又は借地権」を、「借地  
権又は宅地防災工事に係る土地  
若しくは借地権」に改め、同項  
第八号から第十号まで中「第八  
項」を「第九項」に改める。

第二十三条第一項中「整地工  
事の審査」の下に、「宅地防災工  
事の審査」を、「造成中の土地に  
係る造成工事」の下に「若しくは  
宅地防災工事中の土地に係る宅  
地防災工事」を加え、「第六項及  
び第八項」を「から第七項まで及

第二十一条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

耐火構造の地すべり関連住宅及び簡易耐火構造の地すべり関連住宅以外の地すべり関連住宅の移転又は建設並びにこれに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

二十五年以内

を受けた金融機関又は地方公共団体を含む。」に改める。

四項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第八条の二第二項の規定は、住宅金融公庫が昭和三十六年六月一日以後に資金の貸付けの申

阪神高速道路公団法

**第一条** 阪神高速道路公団は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつてこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

(法人格)

**第二条** 阪神高速道路公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

**第三条** 公団は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置いて、ことができる。

附則  
第一章 總則  
二條

**第六条** 捕則(第四十七条—第四十九条)

## 第五章 財務及び会計（第三十二 条—第四十四条）

第三章 役員及び職員（第十八条）  
第四章 業務（第二十九条—第三十一条）

目次  
第一章 總則(第一條—第七條)  
第二章 管理委員會(第八條—第十七條)

阪神高速道路公団法

昭和三十七年三月一日 民議院会議録第十七号 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案外二案

(資本金)  
第四条 公團の資本金は、二億円と政令で定める地方公共団体が公團の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公團の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。  
3 公團は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公團がその資本金を増加するときには、公團に出資することができ

(登記)

第五条 公團は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

(名称使用の制限)

第六条 公團でない者は、阪神高速道路公團といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公團について準用する。

(設置)  
第二章 管理委員会

第八条 公團に、管理委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(権限)  
第九条 公團の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

(組織)  
第十条 委員会は、委員七人及び公團の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)  
第十一條 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち三人は、公團に出资した地方公共団体の長が(公團に出资した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して)推薦した者のうちから任命しなければならない。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の任期)  
第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の報酬)  
第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)  
第十六条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の欠格条項)  
第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

1 国會議員又は地方公共団体の議会の議員  
2 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公團と取引上密接な利害を置く。

関係を有するもの又はこれらのが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)又は支配力を有する者を含む。)

3 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

4 公團の役員又は職員(委員の解任)  
第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

3 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任することができる。

4 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任することができる。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任することができる。

3 委員会は、公團の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。(委員の公務員たる性質)

4 第十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員(役員)  
第十八条 公團に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 副理事長は、公團を代表し、その業務を総理する。

3 委員会は、公團の役員又は職員は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

4 委員会は、公團の役員又は職員は、それその任命に係る役員が第十四条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それが前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

3 建設大臣又は理事長は、それが前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

4 建設大臣又は理事長は、それが前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

2 建設大臣又は理事長は、それが前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

3 建設大臣又は理事長は、それが前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

2 役員は、再任されることはできる。2 役員は、再任されることはできる。

3 残任期間とする。3 残任期間とする。

4 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることのできない者。

5 第二十三条 第二十二条の各号の一に該当する者は、役員となることのできない者。

6 第二十四条 第二十四条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

7 第二十五条 第二十五条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

8 第二十六条 第二十六条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

9 第二十七条 第二十七条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

10 第二十八条 第二十八条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

11 第二十九条 第二十九条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

12 第三十条 第三十条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

13 第三十一条 第三十一条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

14 第三十二条 第三十二条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

15 第三十三条 第三十三条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

16 第三十四条 第三十四条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

17 第三十五条 第三十五条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

18 第三十六条 第三十六条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

19 第三十七条 第三十七条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

20 第三十八条 第三十八条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

21 第三十九条 第三十九条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

22 第四十条 第四十条の各号の一に該当する者は、役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない者。

いては、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が

公団を代表する。

### (代理人の選任)

### 第二十六條 理事長及び副理事長

は理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することがであります。

(職員の任命) 第二十七条 公団の職員は、理事長

が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十九条第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

### (業務の範囲)

## 第二十九条 公團は、第一条の目的

を達成するため、大阪市の区域及

び神戸市の区域並びにそれらの区  
域の周囲(調査の地域二、三、

域の面及び周辺の地域において、  
次の業務を行なう。

古の業種を行な

支那の自動車道

路(道路法)(昭和二十七年法律第

百八十号) 第四十八条の二第一

項又は第二項の規定による指定

を受けた道路又は道路の部分を

いふ)で都市計画として決定されたもののが断続、改築、維持、

修繕その他の管理を行なうこ

卷之二

二 前号の自動車専用道路に係る

災害復旧工事を行なうこと。

三 国又は地方公共団体の委託に基づき、第一号の自動車専用道路の新設若しくは改築と工事施

昭和三十七年二月一日 衆議院会議録第十一

行上密接な関連のある道路の新設若しくは改築で都市計画として決定された道路に係るもの又は公共施設の整備に関連する市街地の改築に関する法律(昭和三十六年法律第百九号)に基づく市街地改造事業でこれに関連するものを行なうこと。

四 その利用について料金を徴収する路外駐車場で都市計画として決定されたものの建設及び管理を行なうこと。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、國又は地方公共団体の委託に基づき、道路に關する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

七 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

一 前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適當であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適當であると認められる事務所等を建設すること。

三 公団は、前項の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)  
第三十条 建設大臣は、政令で定めることにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）と協議しなければならない。この場合において、建設大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する府県又は市）の議会の議決を経なければならない。

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

(業務方法書)

第三十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しなければならない場合も、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公團は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公團に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十四条 公團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了後四ヶ月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 公團は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公團は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公團に出资した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 公團は、毎事業年度、  
経営上利益を生じたときは、前事  
業年度から繰り越した損失をう  
め、なお残余があるときは、その  
残余の額は、積立金として整理し  
なければならない。

2 公團は、毎事業年度、経営上損  
失を生じたときは、前項の規定に  
よる積立金を減額して整理し、な  
お不足があるときは、その不足額  
は、繰越欠損金として整理しなけ  
ればならない。

(借入金及び阪神高速道路債券)

第三十六条 公團は、建設大臣の認  
可を受けて、長期借入金若しくは  
短期借入金をし、又は阪神高速道  
路債券（以下「債券」という。）を発  
行することができる。

2 前項の規定による短期借入金  
は、当該事業年度内に償還しなけ  
ればならない。ただし、資金の不  
足のため償還することができない  
金額に限り、建設大臣の認可を受  
けて、これを借り換えることがで  
きる。

3 前項ただし書の規定により借り  
換えた短期借入金は、一年以内に  
償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権  
者は、公團の財産について他の債  
権者に先だつて自己の債権の弁済  
を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法  
の規定による一般の先取特権に次  
ぐものとする。

6 公團は、建設大臣の認可を受け  
て、債券の発行に関する事務の全

部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十

八号)第三百九条から第三百十一

条まで(受託会社の権限及び義務)

の規定は、前項の規定により委託

を受けた銀行又は信託会社につい

て適用する。

8 第一項及び第四項から前項まで

に定めるものほか、債券に関し

必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十七条 政府は、公団に対し長

期若しくは短期の資金の貸付けを

し、又は債券の引受けをすること

ができる。

(債務保証)

第三十八条 政府は、法人に対する法

律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三条の規定にかかわらず、国会

の議決を経た金額の範囲内におい

て、公団の長期借入金又は債券に

係る債務について保証することが

できる。

(償還計画)

第三十九条 公団は、毎事業年度、

長期借入金及び債券の償還計画を

たてて、建設大臣の認可を受けな

ければならない。

(他の道路の新設又は改築に要す

る費用の負担)

第四十条 公団は、第二十九条第一

項第一号の自動車専用道路の新設

又は改築に伴い必要を生じた他の

道路(当該自動車専用道路が道路

法第四十八条の二第二項の規定に

よる指定を受けた道路の部分であ

るときは、当該道路の他の部分を

第四十一条 政府は、予算の範囲内

において、公団に対して、第二十

九条第一項第二号に掲げる業務に

要する経費の一部を補助すること

ができる。

(補助金)

第四十二条 政府は、予算の範囲内

において、公団に対して、第二十

九条第一項第二号に掲げる業務に

要する経費の一部を補助すること

ができる。

(報告及び検査)

第四十三条 建設大臣は、必要があ

ると認めるときは、公団に対して

業務及び資産の状況に關し報告を

させ、又はその職員をして公団の

事務所に立ち入り、業務の状況若

しくは帳簿、書類その他の必要な

物件を検査させることができる。

(業務の実行)

第四十四条 建設大臣は、公団の

業務の実行に關する命令を逓信省

に送付する場合においては、その身

分を示す証明書を携帯し、関係人

にこれを提示しなければならな

い。

(解散)

第四十五条 公団の解散について

は、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十六条 建設大臣は、次の場合

には、あらかじめ、大蔵大臣と協

議しなければならない。

(第六章 監督)

第四十七条 公団の監督について

は、別に法律で定める。

(附則)

第四十八条 建設大臣は、次の場合

には、虚偽の報告をし、又は検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避した場合

には、その違反行為をした公団の

役員又は職員は、三万円以下の罰

金に処する。

第五十条 第四十六条第一項の規定

に違反して報告をせず、若しくは

支給の基準を定め、又は変更しよ

うとするときは、建設大臣の承認

を受けなければならない。

(建設省令への委任)

第四十九条 この法律及びこれに基

づく政令に規定するものほか、

公団の財務及び会計に関し必要な

事項は、建設省令で定める。

(附則)

第五十一条 次の各号の一に該当す

る場合には、その違反行為をした

公団の役員又は職員は、三万円以

下の過料に処する。

一 この法律により建設大臣の認

可又は承認を受けなければなら

ない場合において、その認可又

は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政

令に違反して登記することを怠

つたとき。

三 第二十九条第一項及び第二項

に規定する業務以外の業務を行

なつたとき。

四 設立委員は、前項の認可を受け

たときは、政府及び出資の募集に

応じた地方公共団体に対して、出

4 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとされるべき。

5 第四十五条第二項の規定によ

る指定期をしようとするとき。

6 第四十二条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

7 第三十四条第一項及び第四十

三条の規定による承認をしよう

とするとき。

8 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

9 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

10 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

11 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

12 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

13 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

14 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

15 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

16 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

17 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

18 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

19 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

20 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

21 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

22 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

23 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

24 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

25 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

26 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

27 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

28 第四十二条第一号の規定によ

る指定期をしようとするとき。

資金の払込みを求めるければならない。

設立委員は、出資金の払込みがあつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

公団の設立の後最初に任命される理事のうち一人及び監事のうち一人の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、二年とする。

公団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

名称使用の制限に関する経過措置

この法律の施行の際現に阪神高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六ヶ月以内にその名称を変更しなけ

(公務員とみなされる者に関する規定)  
恩給の特例)

**第十条 恩給法**（大正十二年法律第四十一条、四十八号）第十九条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員として在職し」と読み替えるものとする。

**2 他の法律の規定における法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。**

**3 公團の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が、公務員となり、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員とみなされる者として在職する場合に於て、第六条の規定は、当該期間においては、これらの者には適用しない。**

4 第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えることとされた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを今十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数が普通恩給についての最短恩給年数に限りに達する者については、適用しないものとする。）

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第十二条 公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支給に充てる金額を、政令で定めるところにより、國庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（道路整備特別措置法の一部改正  
第十二条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。  
第七条の二の見出し中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を、「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」をせえ、同条に次の一項を加える。  
2 阪神高速道路公団は、道路法第十二条、第十三条第一項若くは第二項、第十五条、第六十六条第一項若くは第十七条第一項若くは第十九条第四項の規定により且つ第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第二項ただし書若しくは第十九条第六項）により指示された基本計画に含まれてゐる道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定に従つて、当該基本計画に含まれてゐる道路又は道路の用に供する道路又は道路の部分（以下単に「阪神高速道路」といふ。）を新設し、又は改築して料金を徴収することができる。  
第七条の三の見出し及び同条第一項中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条第二項中「道路が」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条第一項中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路」をせえ、同条に次の一項を加える。  
2 阪神高速道路公団は、道路法第十二条、第十三条第一項若くは第二項、第十五条、第六十六条第一項若くは第十七条第一項若くは第十九条第四項の規定により且つ第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第二項ただし書若しくは第十九条第六項）により指示された基本計画に含まれてゐる道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定に従つて、当該基本計画に含まれてゐる道路又は道路の用に供する道路又は道路の部分（以下単に「阪神高速道路」といふ。）を新設し、又は改築して料金を徴収することができる。

第七条の四の見出し及び同条  
一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を「都府県道又は市町村道」に改める。  
第七条の五（見出しを含む。）  
「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条  
「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加える。  
第七条の六（見出しを含む。）  
「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を、「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加える。  
第十一条（見出しを含む。）中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路」を加える。  
第十二条第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加え、同条第二項中及び  
都高速道路公団の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加え、「首都高速道路」の下に「又は  
は阪神高速道路」を加え、「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加える。  
第十三条第一項中「又は首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加える。  
第十四条第一項中「又は首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、「首都高速道路」  
「都高速道路」を、「首都高速道路」を「都府県道又は市町村道」に改める。

Digitized by srujanika@gmail.com





昭和三十七年三月一日 業議院議録第十七号 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案外二案

ときは、当該国の水資源開発事業を行なうにつき國が要した費用を含む。」を加える。

第四十一条中「債券」を「公団の長期借入金又は債券」に改める。

附則  
(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改定する。

第七十三条の四第一項第一号中「原子燃料公社」の下に「、水資源開発公団」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「日本電信電話公社」の下に「、水資源開発公団」を加える。

(治水特別会計法の一部改正)  
3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

附則第十七項を附則第二十四項とし、附則第十四項から附則第十項までは七項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の七項を加える。

14 昭和三十七年度に限り、第四条及び第五条の規定による一般会計からの繰入金並びに第四条第一項第三号に掲げる負担金及び納付金は、この会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とし、同条第二項第四号に掲げる交付金は、同勘定の歳出とする。

15 昭和三十七年度に限り、第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担する

ものの額に相当する金額は、第七条第一項の規定にかかるわらず、一般会計から、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。この場合においては、

同条第三項の規定を準用する。

16 特定多目的ダム建設工事勘定の昭和三十七年度の歳出予算における第一条第二項第五号に規定する事業に係る交付金の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項の規定により翌年度に繰り越して使用することができるものがあるときは、その使用者は、治水勘定において行なうことができる。

17 水資源開発公団法第二十条の第二項の規定により水資源開発公団がその業務として行なうこととなつた事業(これと密接な関連を有する工事を含む)で建設大臣が行なつていたものに関する特定多目的ダム建設工事勘定に属する資産及び負債のうち、同条第三項及び第四項の規定により水資源開発公団が承継した権利及び義務以外のものは、政令で定めるところにより、治水勘定に属するものとする。

18 前項の規定により治水勘定にて申し上げます。

19 附則第八項の規定は、附則第八項の規定により治水勘定に属する地方債証券又は借入金の償還金及び利子は、同勘定の

同項に規定する借入金」とあるのは「附則第十八項に規定する借入金」と、「多目的ダム建設工事に関する費用」とあるのは「直轄治水事業に関する費用」と読み替えるものとする。

20 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十八項に規定する借入金の償還について準用する。

21 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

22 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

23 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

24 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

25 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

26 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

27 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

28 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

29 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

30 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

31 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

32 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

33 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

34 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

35 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

36 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

37 附則第九項及び第十項の規定は、附則第十九項に規定する借入金の償還について準用する。

円滑に施行させ、防災建築街区内に建設される防災建築物の建設及び管理を行なうことによって、これらの地域における住宅にかかる貸付金の償還期間を合理化すること等を目的とするもので、おもな内容は次の通りであります。

まず、公庫は、宅地造成等規制法による勧告または命令を受けて、宅地防災工事を行なおうとする者に、必要な資金を貸し付けることができる

ことであります。

第二は、中高耐火建築物等のうち、防災建築物の非住宅部分の貸付面積を広げることであります。

第三は、災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間は、現在一律に十八年以内であるのを、耐火構造のものは三十五年以内、簡易耐火構造のものは二十五年以内、その他のものは十八年以内に、それぞれ引き延ばすことであります。

第四に、公團の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その任期はそれぞれ四年としております。

第五に、公團の行なう業務は、有料の自動車専用道路の建設及び管理が主たる業務ですが、あわせて有料の路外駐車場の建設及び管理等も行なうこととし、自動車専用道路の建設は、建設大臣の定める基本計画に従ってなされることとなつております。

その他、公團の財務及び会計についての議決機関とすることとしておりります。

第六に、公團には委員七人及び理事長をもつて組織する管理委員会を設置し、予算、事業計画、資金計画及び決算についての議決機関とすることとしております。

第七に、公團の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その任期はそれぞれ四年としております。

第八に、公團は、雇用促進事業団による業務の委託を受けたときは、金の委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

周及び周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理を行なうことによって、これらの地域における都市機能の維持と増進をはからうとするものであります。

第二に、公團は法人とし、その資本金は政府及び政令で定める地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は公團設立の際二億円を出資することとしております。

第三に、公團には委員七人及び理事長をもつて組織する管理委員会を設置し、予算、事業計画、資金計画及び決算についての議決機関とすることとしております。

第四に、公團の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その任期はそれぞれ四年としております。

第五に、公團の行なう業務は、有料の自動車専用道路の建設及び管理が主たる業務ですが、あわせて有料の路外駐車場の建設及び管理等も行なうこととし、自動車専用道路の建設は、建設大臣の定める基本計画に従ってなされることとなつております。

第六に、公團の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その任期はそれぞれ四年としております。

第七に、公團は、雇用促進事業団による業務の委託を受けたときは、金の委託を受けたときは、金

融機関または地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金

第一に、本公司は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の

交通事情の悪化に対処し、自動車専用道路の飛躍的な整備をはかるため、首都高速道路公団設立の例にならい、阪神地区において、自動車専用道路の建設及び管理を行なう阪神高速道路公团法を、去る第三十九回国会において成立し、政府は四月上旬同公団の発足を日程に準備を進めているのであります。今回、公団に対する政府の出資について、あるいは国土や都道府県によって施行されている事業の公団への承認等につき、必要な規定を整備いたそろとするものであり

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、水資源開発公団の資本金を三億円とし、政府が全額出資するものとしたことであります。

第二点は、建設省が直轄で施行している多目的ダム、あるいは国営または都道府県営の土地改良事業のうち特定のものを公団が承継して事業を行なうこととした 것입니다。

第三点は、公団が発行する水資源開発債券あるいは公団の長期借入金につき、政府がその債務保証をすることができるものとし、第四点は、公団がそのままの本來の用に供する一定の資産については、不動産取得税あるいは固定資産税を免除しようとするものであります。

右三法案中、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は一月二十九日、阪神高速道路公団法案は二月五日、水資

源開発公団法の一部を改正する法律案は二月八日、それぞれ本委員会に付託され、特に阪神高速道路公団法案につきましては、参考人より意見を聴取する等慎重に審査を進めたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) 関係についての附帯決議が付されまし

た。右国会に提出する。

昭和三十七年一月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

○議長(清瀬一郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第十、國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を改定した次第であります。

○議長(清瀬一郎君) 日程第十、國立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

目次中「第二章 国立大学(第三条第七条)」を「第二章 国立大学(第三条第七条)」を「第二章 国立大学(第三条第七条)」に改め  
る。高等専門学校(第七条の二)」に改め  
る。「の外」を「のほか」に、「左表」を「次」に改め、「通り」を「とおり」に、「除外」を「除くほか」に改めます。

第三条の二第二項中「左に」を「次に」に改めます。

第一条第二項中「大学以外の」を

「大学及び高等専門学校以外の」に改

める。

第三条の表学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「北海道大学」「東北大大学」「東京大学」及び「九州大学」を削り、同表東京農工大学の項中「織維学部」を「工学部」に改めます。

第三条の二第二項中「左に」を「次に」に改めます。

第三条の表学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大

学に包括されるものの欄中「北海道

大学」「東北大大学」「東京大学」

及び「九州大学」を削り、同表東京農工

大学の項中「織維学部」を「工学部」に

改めます。

第三条の二第二項中「左に」を「次に」に改めます。

第三条の表学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大

学に包括されるものの欄中「北海道

大学」「東北大大学」「東京大学」

第一章の次に次の二章を加える。

第二章の二 国立高等専門学校

校  
〔名称及び位置〕

第七条の二 国立高等専門学校の名

称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

国立高等専門学校の名称	位 置
旭川工業高等専門学校	北海道
群馬工業高等専門学校	群馬県
群馬工業高等専門学校	新潟県
沼津工業高等専門学校	静岡県
宇都宮工業高等専門学校	栃木県
高松工業高等専門学校	香川県
明石工業高等専門学校	兵庫県
新居浜工業高等専門学校	愛媛県
佐世保工業高等専門学校	長崎県

附 則  
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

昭和三十七年度における国立大学校の新設について規定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

過重な負担を課すことのないよう措

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長櫻内義雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

（常任委員辞任）

理事 床次 徳二君 (理事青木正君) 昨二月二十八日理事辞任につきその補欠

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長櫻内義雄君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出されました。これに対し採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○櫻内義雄君 大だいま議題となりました。国立学校設置法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、国立大学に包括されて存続している旧制の国立大学を廢止すること、第二に、東京大学に共同利用の海洋研究所を、また京都大学に共同利用の海洋研究所を付置すること、第三に、東京大学付置生産技術研究所の位置を千葉県から東京都へ変更すること、第四に、函館、旭川、平、群馬、長岡、沼津、鈴鹿、明石、宇部、高松、新居浜、佐世保の十二国立工業高等専門学校を新設すること等であります。

さて、本案は、一月二十三日当委員会に付託となり、二月七日政府より提案理由の説明を聽取、二月二十三日及び二十八日の両日、本案について論議を行ない、内容の各般にわたってきわめて熱心に検討を加えて参りましたが、その詳細は会議録によりごらん願いたいと思います。

かくて、二十八日、本案に対する質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

統いて、自由民主党を代表して上村千一郎君から本案に対し、「国立の学校及び研究所の施設、設備について、政府は、地方公共団体及び住民に対し

過重な負担を課すことのないよう措

置すべきである。」との附帯決議案が提出されました。これに対し採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

（常任委員就任）

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて、次の常任委員の辞任を許可しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて、次の常任委員の辞任を許可しました。

（常任委員就任）

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて、次の常任委員の就任を許可しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて、次の常任委員の就任を許可しました。

（常任委員就任）





その他の構造のものにあつては、十八年以内とすること。  
北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、耐火構造のものにあつては、三十五年以内、簡易耐火構造のものにあつては、三十年以内とする。

四 公庫は、雇用促進事業団法による業務の委託を受けたときは、金融機関又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。

五 その他所要の改正を行なうこと。

二 議案の可決理由

本案は、宅地防災工事を円滑に施行させ、防災建築物の建設を促進し、災害復興住宅及び地すべり関連住宅に係る貸付金の償還期間を合理化すること等に適切な処置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案の施行に要する経費として、昭和三十七年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において、昭和三十七年度貸付契約予定額六百二十三億四千四百万円中、中高層耐火建築物等の非住宅部分の貸付契約金額四十八億六千九百万円、災害時における住宅の補修等及び宅地の防災改造等のための貸付予定額一億円が計上されている。右報告する。

は、十八年以内とすること。  
北海道における災害復興住宅及び地すべり関連住宅の貸付金の償還期間を、耐火構造のものにあつては、三十五年以内、簡易耐火構造のものにあつては、三十年以内とすること。

昭和三十七年二月二十八日

建設委員長 二階堂 進

衆議院議長 清瀬 一郎殿

阪神高速道路公团法案(内閣提出)

出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、最近の阪神地区における交通事情の悪化に対処し、自動車専用道路の整備を促進して、これらの地域における都市の機能の維持と増進を図ることを目的とするものでその要旨は次の通りである。

1 大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体として、新たに阪神高速道路公团を設立すること。

2 公團は、法人とし、その資本金は、政府及び政令で定める地方法よりの出資金の合計額とし、政府は公團設立の際、二億円を出資するものとする。

3 公團は、委員七人及び理事長をもつて組織する管理委員会を設け、予算、事業計画、資金計画及び決算についての議決機関とすること。

4 公團の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこと。

5 公團の業務は、主として有料の自動車専用道路の建設及び管理を行なるものとし、あわせて

有料の路外駐車場の建設及び管

理等を行なうものとする。

が生じたときは、政府は予算の範囲内で追加出資することがで

きる。

二 議案の可決理由

本案は、阪神地区における自動車交通量の激増に対処し、都市機能の維持と増進を図る措置として、必要かつ緊急を要するものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

公團が、昭和三十七年度に施行すべき事業に必要な経費として、昭和三十七年度道路整備特別会計から二億円を公團に出資するほか、政令で定める地方公共団体出

入金十億円、計十五億円が計上さ

れている。

右報告する。

昭和三十七年二月二十八日

建設委員長 二階堂 進

衆議院議長 清瀬 一郎殿

水資源開発公团法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報

告書

議案の要旨及び目的

本案は、水資源開発公团法は昨

年十一月に公布されたが、同公團の業務の円滑なる実施をはかるため、公團に対する政府の出資、

國や都道府県によつて施行されて

いる事業の公團への承継等につい

て、必要な規定の整備をしようと

するもので、その主なる内容は次

のとおりである。

1 水資源開発公团の資本金を三億円とし、政府が全額出資す

[別紙]

水資源開発公团法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、水資源開発の重要性と緊急にかんがみ、本公司の発足後可及的速かに愛知用水公團を統合し、我が国の技術と経験を総合的に活用して強力なる水資源開発の措置を講すべきである。

二 議案の可決理由

本案は、国営又は都道府県営の土地改良事業のうち、特定のものは、公團がこれを承継して工事は、公團がこれを承継して工事を行なうこととし、一定の権利、義務もあわせて、承継するものとする。

右決議する。

三 議案の可決理由

本案は、水資源開発公團が事業の円滑なる実施をはかるよう、必要な規定を整備しようとするもので、適切なるものと認め、これと可決すべきものと議決した次第である。

四 議案の可決理由

本案は、国立大学に包括されて存続している旧制の国立大学を廃止すること。

二 議案の要旨及び目的

1 国立大学に包括されて存続してある。

二 議案の可決理由

本案は、東京大学に共同利用の海洋研究所を、また京都大学に経済研

究所を附置すること。

三 議案の可決理由

3 東京大学附属生産技術研究所の位置を千葉県から東京都へ変更すること。

四 議案の可決理由

4 阿根、旭川、平、群馬、長岡、沼津、鈴鹿、明石、宇部、高松、新居浜、佐世保の十二国立工業高等専門学校を新設すること。

五 議案の可決理由

5 昭和三十七年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、學術研究の進歩、科学技術者養成の社会的要請に応えるため、時宜に適するものと認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十七年三月一日 衆議院会議録第十七号 議案に關する報告書

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算  
十四億三千七百七十二万五千円が  
計上されている。

右報告する。

昭和三十七年二月二十八日

文教委員長 横内 義雄

衆議院議長 清瀬一郎殿

[別紙]

国立学校設置法の一部を改正す  
る法律案に対する附帯決議

国立の学校及び研究所の施設、設備について、政府は、地方公共団体及び住民に対し過重な負担を課すことのないよう措置すべきである。

明治二十五年三月三日第三種郵便物認可

定価  
一部十五円  
(印)良賀紙(二十円)  
(税込)

発行所

東京都新宿区市谷木村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四番二一至二二  
電報

一一一四